

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。(～令和7年度)

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

<空き家対策基本事業>

○ 空き家の除却【補助率:2/5】

- ①特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)
- ②不良住宅の除却

③各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空家住宅等の緊急的又は予防的な除却 **拡充**

④上記以外の空き家、空き建築物の除却であって、除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供される場合

※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助 **拡充**

○ 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】 **拡充**

(地域活性化要件が適用されない特定空家や不良住宅等を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合)

○ 空き家の活用【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

○ 空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率:1/2】

○ 空き家の所有者の特定【補助率:1/2】

<空き家対策附帯事業>【補助率:1/2】

○ 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業等

(行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用、代執行後の債権回収機関への委託費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金で回収不能なもの)

<空き家対策関連事業>【補助率:各事業による】

○ 基本事業とあわせて実施する以下の事業

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・街なみ環境整備事業
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業

・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業 **拡充**
(空き家が集積し、その活用が必要な地域における空き家の活用の方針、関連する各種ハード事業の導入可能性の検討等)

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、特定空家等を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

実施計画の策定

以下の①、②を満たす地方公共団体

- ①空家等対策計画を策定(実態把握を除く)
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある

など

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
活用	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2